

由利本荘市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱

令和3年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林所有者の林業所得の向上、健全な森林の育成及び木材資源の有効利用を促進し、地域林業の振興を図るため、間伐材の運搬について必要な経費に対して補助を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、市内に住所を有し、市内に所在する森林の所有者及び林業事業者等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市内で実施される事業とし、山土場等に集積された間伐材を原木市場等出荷販売先へ運搬する経費とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、運搬した間伐材の材積1立方メートル当たり600円の定額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第5条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書に計画概要書（別記様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

4 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 運搬した伐採木材の数量が確認できる書類

- (2) 申請した場所から伐採木材を運搬したことが確認できる書類・写真等
 - (3) 伐採が森林法に基づいたものであることが確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助事業の実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、令和7年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに実施された搬出間伐のうち、県補助事業の森林環境保全直接支援事業分については、令和3年6月申請分より本補助金の対象とする。

別記様式（第5条関係）

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

施行者

由利本荘市間伐材搬出促進事業計画概要書

令和 年度において、間伐材搬出促進事業を実施したいので、由利本荘市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて提出します。

間伐の実施場所等	所在地		
	用途	製材・合板・チップ・その他（ ）	
	面積（ha）		
	森林所有者	住所	
氏名			

出荷販売先	名称		
	所在地		
運搬量（m ³ ）			

添付書類

- （1）伐採する山林の位置図
- （2）状況写真
- （3）その他市長が必要と認める書類